

令和7年1月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽幌町長 森 淳

市町村名 (市町村コード)	羽幌町 (484)
地域名 (地域内農業集落名)	羽幌町 (羽幌流れ、築別流れ、朝日、高台、焼尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は、後継者不足・農業従事者の高齢化により、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念され、高い技術と優れた経営感覚を持つ担い手の確保・育成をはじめ効率的な生産体制の構築が求められている。また、年々農家戸数が減少しており遊休地の増加が懸念され、作業・管理の効率化を図るため集団化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作については、スマート農業などの導入により効率的かつ環境に配慮した生産を推進していくとともに、直播栽培や密苗などの省力化の推進を図ることで作付面積の維持に努める。
畑作については、ほ場の大区画化や排水改善などの基盤整備、作業受委託を推進し、収量向上及び省力化を図る。
また、R6年度から試験的に作付を行っている「サツマイモ」の継続的な作付の推進に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,820 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,820 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図りながら、農地中間管理機構を通じて、地域計画に位置付ける者に対する農用地の集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて、目標地図に位置付ける農用地の利用権設定を進めるとともに、土地所有者等の意向も踏まえた機構への貸付手続きを実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等を図るため道営土地改良事業計画に基づく農業生産基盤整備を着実に進める。さらに、生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的として国営土地改良事業を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年増加しているシカやアライグマ等による農業被害を防止するため、電牧柵などによる防獣機器の普及を推進するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③ほ場をより有効活用するため、スマート農業機器の導入を推進する。
- ④畑作物が定着している水田の畑地化に取り組むとともに、ほ場条件にあわせた農作物の作付振興を図る。